

平成27年7月16日

各 位

株式会社紀陽銀行

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みについて

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡靖之）は、平成27年1月、人事部内にダイバーシティ推進室を設置し、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進しています。

このたび、子育てや介護をしながら働く従業員をサポートし、より働きやすい職場環境の整備に向けた取り組みの一環として、下記のとおり「保育料補助手当の新設」ならびに「育児・介護短時間勤務制度の一部改定」を行いましたので、お知らせいたします。

当行では、今後も従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、働きやすい職場環境や継続して就労可能な体制整備により、活力ある組織づくりに努め、地域社会の発展に貢献いたします。



記

1. 保育料補助手当の新設について

【概要】

対象者	従業員（有期雇用契約者を除く）のうち、子の養育にあたり保育所、託児所、ベビーシッターを利用している者で、次のいずれかに該当する者 （１）配偶者が昼間労働しており、自身の健康保険の被扶養者でない者 （２）配偶者がいない者 （３）その他銀行が認めた者 ※親族による保育を受けている者、休職中の者等を除く
支給金額	小学校就学までの子一人につき、月額1万円を上限に実費を支給

2. 育児・介護短時間勤務制度の一部改定

【短時間勤務制度を利用する場合の勤務時間】

改定前	改定後
①午前9時から午後4時 ②午前10時から午後5時	①午前9時から午後4時 ②午前9時30分から午後4時30分 ③午前10時から午後5時 ④午前8時35分から午後3時35分（営業店勤務者のみ）

以 上